

町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 5 年(2013年) 1 1 月 2 8 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例

町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成 5 年 9 月町田市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

別表 3 の項中「36 リットルにつき」を「36 リットルまでごとにつき」に改め、同表に次のように加える。

4 ディスポーザ排水処理システムから排出される汚泥

区分	処理手数料
共同住宅から排出されるもの	1 立方メートルまでごとにつき 1,500 円
一戸建て住宅から排出されるもの	1 世帯 1 回につき 1,500 円

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例新旧対照表

改正後	改正前																		
別表（第４６条関係） 処理手数料 １・２ 略 ３ し尿 <table border="1" data-bbox="175 432 758 663"> <tr> <th>区分</th><th>処理手数料</th></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>事業者が排出するもの</td><td><u>３６リットルまでごとにつき</u> ６００円</td></tr> </table> ４ <u>ディスポーザ排水処理システムから排出される汚泥</u> <table border="1" data-bbox="175 770 758 1095"> <tr> <th>区分</th><th>処理手数料</th></tr> <tr> <td><u>共同住宅から排出されるもの</u></td><td><u>１立方メートルまでごとにつき</u> １,５００円</td></tr> <tr> <td><u>一戸建て住宅から排出されるもの</u></td><td><u>１世帯１回につき</u> １,５００円</td></tr> </table>	区分	処理手数料	略	略	事業者が排出するもの	<u>３６リットルまでごとにつき</u> ６００円	区分	処理手数料	<u>共同住宅から排出されるもの</u>	<u>１立方メートルまでごとにつき</u> １,５００円	<u>一戸建て住宅から排出されるもの</u>	<u>１世帯１回につき</u> １,５００円	別表（第４６条関係） 処理手数料 １・２ 略 ３ し尿 <table border="1" data-bbox="805 432 1388 663"> <tr> <th>区分</th><th>処理手数料</th></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>事業者が排出するもの</td><td><u>３６リットルにつき</u> ６００円</td></tr> </table>	区分	処理手数料	略	略	事業者が排出するもの	<u>３６リットルにつき</u> ６００円
区分	処理手数料																		
略	略																		
事業者が排出するもの	<u>３６リットルまでごとにつき</u> ６００円																		
区分	処理手数料																		
<u>共同住宅から排出されるもの</u>	<u>１立方メートルまでごとにつき</u> １,５００円																		
<u>一戸建て住宅から排出されるもの</u>	<u>１世帯１回につき</u> １,５００円																		
区分	処理手数料																		
略	略																		
事業者が排出するもの	<u>３６リットルにつき</u> ６００円																		